

育児・介護休業制度の見直しについて(イメージ)

現 行

育児

出生 1歳 3歳 就学

育児休業

1歳まで請求できる権利。保育所に入所できない等一定の場合は1歳半まで延長可能

勤務時間短縮等の措置

- ①勤務時間の短縮
- ②所定外労働の免除
- ③フレックスタイム
- ④始業・終業時刻の繰り上げ下げ
- ⑤託児施設の設置運営
- ⑥⑤に準ずる便宜の供与
- ⑦育児休業に準ずる制度

事業主にいずれかの措置を講ずることを義務付け

努力義務

子の看護休暇(年5日まで)

法定時間外労働の制限(月24H、年150Hまで)
深夜業の免除

改正後

育児

出生 1歳 3歳 就学

育児休業

1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2か月)まで請求できる権利。保育所に入所できない等一定の場合は1歳半まで延長可能

勤務時間の短縮の措置

所定外労働の免除

措置

- ③フレックスタイム
- ④始業・終業時刻の繰り上げ下げ
- ⑤託児施設の設置運営
- ⑥⑤に準ずる便宜の供与
- ⑦育児休業に準ずる措置

努力義務

子の看護休暇
(子1人につき年5日まで、年10日を上限)

法定時間外労働の制限(月24H、年150Hまで)
深夜業の免除

介護

介護休業(対象家族1人につき93日まで)

勤務時間短縮等の措置(介護休業とあわせて93日まで)

介護

介護休業(対象家族1人につき93日まで)

勤務時間短縮等の措置(介護休業とあわせて93日まで)

介護休暇
(家族1人につき年5日まで、年10日を上限)